

諸外国の失業保険制度(続き)

	ドイツ	フランス	スウェーデン
適用範囲	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること。 ・求職活動を行い、職業紹介に応じる状態であること。 ・離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること。 ・65歳未満であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと。 ・就労活動に必要な身体能力があること。 ・50歳未満は離職前28か月間、50歳以上は離職前36か月間に4か月以上就労していたこと。 ・原則として、60歳未満であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職前12か月間に、各月80時間以上で6か月間、各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 ・完全あるいは部分的に失業中で、1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり、公共職業安定所で登録し、復職計画の策定に協力し、積極的な求職活動を行っている者。 ・失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準 (※ 就労による収入がある場合の給付)	従前の手取り賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67% ※ 週15時間以上の労働をした場合は不支給。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。 ※ 収入が前職の70%未満、労働時間が月110時間未満等の一定の条件を満たす場合は減額して支給。	当初200日間は従前賃金の80%相当額(日額上限額680クローナ)、その後100日間は従前賃金の70%。 ※ 就労日数に応じて減額。
給付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満:6~12か月 ・50~54歳:6~15か月 ・55~57歳:6~18か月 ・58歳以上:6~24か月 	給付日数:加入期間と同期間 (50歳未満は最長24か月。50歳以上は最長36か月。)	最長300日。ただし、18歳未満の子供のいる父母は、さらに300日まで追加受給可能。
財源	<p><保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010年6月までの18か月間は時限措置として2.8%に引き下げ。</p> <p><国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄えないときに限り、不足分を連邦政府が全額負担。</p>	<p><拠出金> 加入時に事業主が拠出。</p> <p><保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% (被用者:2.4% 事業主:4.0%)</p>	労働者の拠出する保険料及び国からの補助金。任意所得比例保険の場合、被保険者は基金により異なる保険料(月69~238クローナ)を拠出。使用者拠出はない。政府は、基礎保険も含め、失業保険給付全体の経費の9割以上を負担。

(参考)給付水準の変化

(例)イタリア:60%→50%(6か月後)、オランダ:75%→70%(2か月後)、ベルギー:60%→50%(1年後)、スウェーデン:80%→70%(200日後)

注:40歳単身者で子供がおらず、雇用が中断していない者の場合

(資料出所)

労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』

厚生労働省「2007~2008年 海外情勢報告」

Unemployment insurance benefits, 2007(OECD, 2007)

諸外国の失業扶助制度

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給対象者	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳, 女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし, 16歳及び17歳のものについては例外がある)。	働くことはできるが仕事がなく生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	20歳以上65歳未満の労働者又は自営業者で, 失業保険基金に加入していない者, 加入期間が12か月に満たない者で就労要件を満たす者又は一定の要件を満たす学生
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し, 求職活動を積極的に行い, かつ直ちに就職し得ること (3)パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し, 2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4)現在フルタイムの教育を受けていないこと (5)拋出制求職者給付の受給資格がないこと又は拋出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6)資産が16,000ポンド以下であること (7)収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと ※60歳から64歳の失業者の場合は, 求職活動の義務及び求職者協定の締結義務は免除される。	(1)15歳以上65歳未満であること (2)1日3時間以上は就労できる者であること (3)適当な仕事に就き, 資産や収入を利用して自身の生計を十分に確保できない状態にあること (4)資産の保有に関しては, 現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが, 年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ~最高9,750ユーロ)認められる。 また, 年金目的の貯蓄については, 別途, 対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。	(1)離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし, 子どもを育てるために休業していた場合は, 3年を上限として子ども一人につき1年, 就業年数の条件を軽減できる) なお, 離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については, 積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2)実際に求職活動を行っていること(ただし, 55歳以上の者については免除される) (3)手当を申請した時点で, 家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が, 一定額(2010年1月1日現在, 単身者1,059.80ユーロ, 夫婦1,665.40ユーロ)に満たないこと	失業前に週40時間就労していたこと(40時間未満の場合は, 給付額減額)
給付水準	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者, 年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また, 資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者: 18~24歳 50.95ポンド/週 25歳以上 64.30ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 100.95ポンド/週 加算金 年金受給者(カップル) 97.50ポンド/週 (2009年8月現在)	給付基準月額 単身者: 359ユーロ(2009年現在) なお, 対象者が就労した場合, 一定の範囲で控除が認められるが, それ以上就労した場合は, 給付が減額される。 また, 満18歳以上のパートナーには基準月額の90%, 満14歳以上満25歳以下の子ども及び未成年のパートナーには基準月額の80%, 14歳未満の児童には基準月額の60%が別途支給される。	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合, 月収605.60ユーロ未満: 454.20ユーロ(月額) 月収605.60~1,059.80ユーロ未満: 1,059.80ユーロと収入の差額(月額) 月収1,059.80ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合, 月収1,211.20未満: 454.20ユーロ(1人当たり) 月収1,211.20~1,665.40未満: 1,665.40ユーロと収入の差額 月収1,665.40ユーロ以上: 給付ゼロ (2010年1月1日現在)	一律日額320クローナ
給付期間	所得調査により低所得であることが確認され, 求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳, 女性60歳)まで無制限	上限無し(65歳まで受給可能)	原則6か月(更新可能)	最大300日 (その後活動保障プログラムに移行)

(資料出所) 労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2009』、同『データブック国際労働比較2008』

(注) 日本、アメリカには失業扶助制度はない。